

# 結核定期健康診断実施報告書

記入例

盛岡市保健所長 様

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2の規定により、定期の健康診断を実施しましたので、同法第53条の7の規定に基づき下記のとおり報告します。

健診月	年 月 ~ 年 月		報告年月日	年 月 日			
施設等の名称 及び所在地	施設名 所在地 代表者名		電話 (担当者名 )				
区分	学校		医療機関	介護老人 保健施設	社会福祉施設		刑事施設
実施義務者の区分	学校長	事業者	事業者	事業者	施設長	事業者	施設長
対象者の区分	学生・生徒 (1年生)	職員	職員	職員	入所者 (65歳以上)	職員	収容者 (20歳以上)
対象者数	200	65					
胸部エックス線検査受診者数	200		63				
	内訳	直接(デジタル)撮影者数	0	63			
		間接撮影者数	200	0			
要精密検査者数	0	1					
精密検査受診者数			1				
	内訳 (再掲)	直接撮影者数(CT含む)		1			
		喀痰検査者数 (結核の検査に限る)		1			
被 発 見 者 数	結核患者			0			
	結核発病のおそれがある と診断された者			0			
未受診者数・理由 (※胸部エックス線検査を受けな かった者について記入のこと)	・妊娠中 ( 人) ・産休・育休中 ( 1 人) ・休職中 ( 1 人) ・他疾患治療中 ( 人) ・その他 ( 人)		※その他に該当する場合には詳細理由をご記入ください。 未受診者がいた場合にご記入ください。 その他に該当した場合は、理由をご記入 ください。				

## 【記入上の注意】

### ■対象者数

- 健康診断実施日現在の人数を記入してください。
- 対象者は、業務に従事しているすべての者です。管理者、非常勤職員・パート・アルバイト等も含まれます。

### ■胸部エックス線検査受診者数

- 定期健康診断(労働安全衛生法に基づく健康診断)や人間ドック等の健康診断を他で受け、その証明書等を実施者に提出した者を含めて記載してください。受診結果の報告がない場合は、未受診とし「未受診者数・理由」欄にその旨を記入してください。
- 間接撮影と直接撮影の区分が分からない場合は、間接撮影に記入してください。

## 【提出方法・期限】

- ※令和8年4月1日から月ごとではなく、年度で取りまとめのうえ1度の報告になります。
- 毎年4月1日から翌年3月31日までの期間分を取りまとめ、同年4月10日(※厳守)までに提出してください。  
※年度内の結核定期健康診断の実施が完了した場合は期限を待たずにお早めに提出してください。
- 年度内に事情により一度も実施できなかった場合は、受診者数を「0」として報告書を提出してください。

## 【提出先・お問い合わせ先】

※電子メール、FAXまたは郵送のいずれかの方法によりご提出ください。  
〒020-0884 盛岡市神明町2-29 盛岡市保健所 指導予防課 感染症対策担当 電話：019-603-8244  
電子メール：hokenyobou@city.morioka.iwate.jp  
FAX：019-654-5665

## 結核定期健康診断にかかると関係法令（抜粋）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）

（定期の健康診断）

法第53条の2

1 労働安全衛生法第2条第3号に規定する事業者、学校の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるものの長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

4 第1項の健康診断の対象者に対して労働安全衛生法、学校保健安全法その他の法律又はこれらに基づく命令若しくは規則の規定によって健康診断が行われた場合において、その健康診断が第53条の9の技術的基準に適合するものであるときは、当該対象者に対してそれぞれ事業者又は学校若しくは施設の長が、同項の規定による定期の健康診断を行ったものとみなす。

（受診義務）

法第53条の3

前条第1項又は第3項の健康診断の対象者は、それぞれ指定された期日又は期間内に、事業者、学校若しくは施設の長又は市町村長の行う健康診断を受けなければならない。

（通報又は報告）

法第53条の7

健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を、当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

○定期の健康診断の対象者、定期及び回数（法施行令第12条）

実施義務者	施設区分	対象者	回数
事業者	学校（専修学校及び各種学校含み、幼稚園を除く） 病院、診療所、助産所 介護老人保健施設、介護医療院 社会福祉施設 （社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設）	職員 （業務に従事する職員）	年1回
施設の長	社会福祉施設 （社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設） 救護施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 障害者支援施設 婦人保護施設	65歳以上の入所者	年1回
	刑事施設	20歳以上の収容者	年1回
学校の長	大学（短期大学を含む） 高等学校 高等専門学校 専修学校または各種学校（修業年限が1年未満のものを除く）	本年度入学した学生・生徒	年1回

○報告義務（法施行規則第27条の5）

健康診断実施者は、健康診断について、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに取りまとめ、同年四月十日までに通報又は報告しなければならない。